令和４年１０月 ５日

犬山北児童クラブ利用の保護者　様

犬山市立犬山北小学校

校 長　神 谷 勝 治

児童クラブの「出欠予定表」変更の手続きについて

秋晴の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、毎月２５日までに児童クラブに提出することになっている「出欠予定表」を変更する場合の手続きについて学校として確認させていただきます。

犬山北児童クラブは、学校ではなく児童クラブが運営しています。変更の正式な手続きは児童クラブに直接行っていただく必要があります。児童クラブが、保護者の要望をこまめに掴んで事故防止を図っているためです。

年度当初に児童クラブから指示があったように、優先すべき連絡先である、児童クラブへの確実な連絡（留守番電話への録音 等）をお願いします。

　下校時の振り分け（帰宅児童・利用児童）を学校も支援し、事故防止に協力してまいります。

＜確認事項＞

1. 「出欠予定表」の変更は、児童クラブへの連絡が必須である。
2. 欠席連絡は、学校だけでなく児童クラブにも必要である。

※２カ所に連絡するという煩わしさは、安全のための大切な手間だとお考えください。

なお、現在、変更連絡が一箇所で済むように協議しています。

＜児童クラブへの連絡がないため発生した事案＞

　・欠席連絡が学校にしか入っていなかったので、所在を確認するために下校が遅れた。

・保護者からの連絡はないものの、本人が帰宅だと主張し通学班に並んでいたので、児童クラブ職員が連れ戻すのに時間を要して下校が遅れた。

　・「出欠予定表」の下校先が「帰宅」となっていたので、通学班で下校させたところ、自宅には保護者が居なかった。（保護者の連絡忘れが原因）